特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

関連情報 I

」						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康增進関係事務					
②事務の概要	健康増進法に基づく健康増進事業として、町民の健康増進の向上を目的とした健康相談、訪問指導、各種検診等を実施する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進事業の実施対象者の把握 ・健康増進事業の実施対象者への各種通知 ・健康増進事業の実施に関する事務 ・健康増進事業の実施結果の管理					
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル						
健康管理情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :102の2の項 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :50条 (別表第二における情報照会の根拠) :102の2の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :50条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	町民保健課					
②所属長の役職名	町民保健課長					

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

南大隅町情報公開・個人情報保護担当

893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地間合せ先電話番号 0994-24-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			7年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、それ] ぞれ重点項目評	3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 ⁷ 対策の詳細が記載	
されている。						
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	を入れている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	2) 十分でる	を入れている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる	を入れている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	2) 十分で	を入れている		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる	を入れている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入事	€) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる 3) 課題が	を入れている ある 残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	2) 十分でる	を入れている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の際に 又は住所を含む3情報に ミスが発生するリスクに ・特定個人情報を受け渡 る保護、確実なマスキン 行う。 ・マイナンバー入りの書き 含まれていないかなど、 ・特定個人情報を含む書 ・廃棄書類に特定個人情	は、本人からのマイナ こよる照会を行うことを 対し、例えば次のようが ます際(USBメモリを使 が処理等を行うととも 類を郵送等する際は、 ダブルチェックを行う。 情類やUSBメモリは、施 青報が含まれていない	用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で 宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が			

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	